

平成 28 年 12 月 22 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 48 号

「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

平成 23 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) (以下「PFI 法」という。) が改正され、公共施設等運営権制度が新たに導入されました。これを受けて、当委員会では、公共施設等運営事業 (PFI 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業をいう。以下同じ。) における運営権者 (PFI 法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権を有する者をいう。以下同じ。) の会計処理等について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的として審議を行い、今般、平成 28 年 12 月 20 日開催の第 351 回企業会計基準委員会において、標記の「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」 (以下「本公開草案」という。) の公表が承認されましたので本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 29 年 2 月 22 日 (水) までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : pfi2016@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 範囲（本公開草案第 2 項）

本公開草案は、公共施設等運営事業において、運営権者が公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を取得する取引に関する会計処理及び開示、並びに運営権者が公共施設等に係る更新投資（PFI 法第 2 条第 6 項に基づき、運営権者が行う公共施設等の維持管理をいう。以下「更新投資」という。）を実施する取引に関する会計処理及び開示に適用する。

■ 公共施設等運営権に関する会計処理（本公開草案第 3 項から第 11 項）

➤ 公共施設等運営権の取得時の会計処理

- (1) 運営権者は、公共施設等運営権を取得した時に、管理者等（PFI 法第 2 条第 3 項に規定する公共施設等の管理者である各省各庁の長等をいう。以下同じ。）と運営権者との間で締結された実施契約（PFI 法第 22 条に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。以下同じ。）において定められた公共施設等運営権の対価（以下「運営権対価」という。）について、合理的に見積られた支出額の総額を無形固定資産として計上する。
- (2) 運営権対価を分割で支払う場合、資産及び負債の計上額は、運営権対価の支出額の総額の現在価値による。
- (3) 上記(1)に基づき合理的に見積られた運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合、当該見積りの変更による差額は、上記(1)及び(2)に基づき計上した資産及び負債の額に加減する。
- (4) 公共施設等運営権の取得は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に定めるリース取引に該当しない。

➤ 公共施設等運営権の減価償却の方法及び耐用年数

無形固定資産に計上した公共施設等運営権は、原則として、運営権設定期間（PFI 法第 17 条第 3 号に規定する公共施設等運営権の存続期間をいう。以下同じ。）を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分する。

➤ 公共施設等運営権の減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング

公共施設等運営権は「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となる。その適用に際して、減損損失の認識の判定及び測定において行われる資産のグルーピングは、原則として、実施契約に定められた公共施設等運営権の単位で行う。ただし、管理会計上の区分、投資

の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う際の単位、継続的な収支の把握がなされている単位及び他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローとの相互補完性を考慮し、公共施設等運営事業の対象とする公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位でグルーピングを行うことができる。

➤ その他

実施契約において、運営権対価とは別に、各期の収益があらかじめ定められた基準値を上回ったときに運営権者から管理者等に一定の金銭を支払う条項（以下「プロフィットシェアリング条項」という。）が設けられる場合、当該条項に基づき各期に算定された支出額を、当該期に費用として処理する。

質問 1

公共施設等運営権の取得時の会計処理、減価償却の方法及び耐用年数、減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング、並びにプロフィットシェアリング条項に基づき各期に算定された支出額の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 更新投資に関する会計処理（本公開草案第 12 項から第 15 項）

➤ 更新投資に係る資産及び負債の計上

更新投資に係る資産及び負債の計上に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づいており、かつ、運営権者が公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。以下同じ。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合、当該取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する。
- (2) 上記(1)以外の場合、更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上する。

上記(1)に基づき資産及び負債を計上する場合、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じたときは、当該見積りの変更による差額を資産及び負債の額に加減する。

➤ 更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数

更新投資に係る資産の額は、運営権設定期間中の各事業年度に配分する。その具体的な方法は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する場

- 合、運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。
- (2) 更新投資を実施した時に、当該更新投資の支出額を資産として計上する場合、当該更新投資を実施した時より、当該更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。

質問 2

更新投資に係る資産及び負債の計上、並びに更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 開示（本公開草案第 16 項から第 20 項）

➤ 表示

- (1) 公共施設等運営権は、無形固定資産の区分に、公共施設等運営権などその内容を示す科目をもって表示する。
- (2) 更新投資に係る資産は、無形固定資産の区分にその内容を示す科目をもって表示する。
- (3) 運営権対価を分割で支払う場合に計上する負債は、貸借対照表日後 1 年以内に支払の期限が到来するものを流動負債の区分に、貸借対照表日後 1 年を超えて支払の期限が到来するものを固定負債の区分に、公共施設等運営権に係る負債などその内容を示す科目をもって表示する。
- (4) 公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上する場合、計上した更新投資に係る負債は、貸借対照表日後 1 年以内に支払の期限が到来するものを流動負債の区分に、貸借対照表日後 1 年を超えて支払の期限が到来するものを固定負債の区分にその内容を示す科目をもって表示する。

➤ 注記事項

運営権者は、次の事項を公共施設等運営事業ごとに注記する。

- (1) 運営権者が実施する公共施設等運営事業の概要（公共施設等運営事業の対象とする公共施設等の内容、実施契約に定められた運営権対価の支出方法、運営権設定期

- 間、残存する運営権設定期間、プロフィットシェアリング条項の概要等)
- (2) 公共施設等運営権の減価償却の方法
 - (3) 更新投資に係る事項
 - ① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期
 - ② 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法
 - ③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法
 - ④ 更新投資を実施した時に、当該更新投資の支出額を資産として計上する場合、翌期以降に支出すると見込まれる更新投資のうち、合理的に見積ることが可能なキャッシュ・フローの金額及びその内容

質問 3

表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 適用時期（本公開草案第 21 項）

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上

【参考資料】公共施設等運営権制度の概要

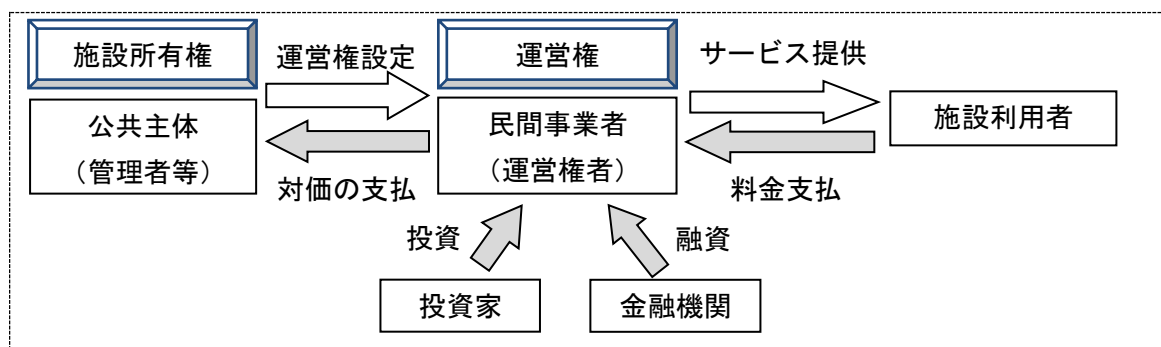
平成 23 年に改正された PFI 法において、公共施設等運営権制度が新たに設けられた。本公開草案が取り扱う公共施設等運営権制度とは、利用料金の徴収を行う公共施設等（PFI 法第 2 条第 1 項に規定する道路、空港、水道等の公共施設、庁舎等の公用施設、教育文化施設等の公益的施設等をいう。）について、当該施設の所有権を公共主体が有したままで、公共施設等運営権を民間事業者に設定する制度である。

内閣府は、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2014』に基づき公共施設等運営権制度の推進に取り組んでいる¹。

公共施設等運営権制度は、PFI 法において次のとおり規定されている。

- (1) 運営権者が実施する公共施設等運営事業とは、特定事業（PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。）であって、公共施設等運営権の設定を受けて、管理者等が所有権を有する公共施設等について運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものである（PFI 法第 2 条第 6 項）。
- (2) 公共施設等運営権とは、公共施設等運営事業を実施する権利であり（PFI 法第 2 条第 7 項）、公共施設等運営権制度では、管理者等が所有権を有する公共施設等について、公共施設等運営権を運営権者に設定する。
- (3) PFI 法では、公共施設等運営権が物権とみなされており（PFI 法第 24 条）、公共施設等運営権への抵当権の設定等が可能である。また、権利の性質上、その行使には一定の制約を受けるため、分割又は併合が認められておらず、第三者へ移転する場合は、管理者等の許可を受けなければならない（PFI 法第 26 条）。

【図表】公共施設等運営権制度のイメージ²



以上

¹ 詳細は、右記リンク先をご参照頂きたい。 <http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

² 当該イメージは、第 328 回企業会計基準委員会（2016 年 1 月 27 日開催）の内閣府説明資料を一部加工したものである。